

# 令和4年度碓石海岸インフォメーションセンター 情報提供機能強化改修工事

| 図面目録 |               |
|------|---------------|
| 図面番号 | 図面名称          |
| A-01 | 表紙、図面目録       |
| A-02 | 改修特記仕様書(その1)  |
| A-03 | 改修特記仕様書(その2)  |
| A-04 | 付近見取図、配置図     |
| A-05 | 既存撤去1階平面図     |
| A-06 | 改修後1階平面図      |
| A-07 | 既存撤去展開図       |
| A-08 | 家具図(1)        |
| A-09 | 家具図(2)        |
| A-10 | 家具図(3)        |
| A-11 | 家具図(4)        |
| A-12 | 部分詳細図(1)      |
| E-01 | 電気設備改修工事特記仕様書 |
| E-02 | 電気設備改修図       |
|      |               |

令和4年3月  
東北地方環境事務所

|      |  |      |                        |
|------|--|------|------------------------|
| 公園名称 | 三陸復興国立公園                               |      |                        |
| 工事名称 | 令和4年度碓石海岸インフォメーションセンター<br>情報提供機能強化改修工事 |      |                        |
| 図面名称 | 表紙、図面目録                                | 縮尺   | 1:1 (A1版)<br>1:2 (A3版) |
| 年 月  | 令和4年3月                                 | 図面番号 | A-01 / 14              |
| 会社名  | 株式会社小野建築研究所                            | 照査   | 設計                     |
| 事務所名 | 東北地方環境事務所                              | 照査   | 設計                     |

|   |  |
|---|--|
| 令和4年度碓氷海岸インフォメーションセンター情報提供機能強化改修工事特記仕様書 |  |
| I 工事概要                                  |  |
| 1. 工事場所                                 | 岩手県大船渡市末崎町大浜   |
| 2. 工期                                   | 契約締結日から令和5年2月10日まで   |
| 3. 工事種目                                 | 1. 造作家具工事<br>2. 塗装改修工事<br>3. 電気設備改修工事  |
| 4. 施工条件                                 | ・有人改修（閉館したままの状態）<br>・作業時間の制約<br>施設開館時間 8：30～17：15の時間内で工事を行う<br>・社会的条件による制約<br>11月18日から1月13日までの期間、展示・講習室の工事は行わない。<br>土、日に工事は行わない。<br>・駐車場、作業員詰所の位置・・・図示<br>・印刷の色彩について、校正刷りを提出し監督者の承認を得なければならぬ。  |
| 5. 工事範囲                                 | 図示   |
| II 建築改修工事仕様                             |  |
| (1)                                     | 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版【平成31年制定】」（以下「改修標準仕様書」という。）による。<br>図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版【平成31年制定】」（以下「標準仕様書」という。）による。   |
| (2)                                     | 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（ / ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図による。   |
| (3)                                     | 本特記仕様書の表記<br>1) 項目は、○印の付いたものを適用する。<br>2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。<br>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。<br>○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。<br>3) 特記事項に記載の[ . . . ]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。<br>4) 特記事項に記載の( . . . )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。<br>5) ⊕印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。<br>グリーン購入法に基づく、環境物品等の調達に関する基本方針（以下「基本方針」という）（環境省ホームページに掲載）（毎年2月改正）において位置づけられた、「特定調達品目」の該当する材料及び建設機械等は、原則として基本方針に定める判断基準を満足ものを使用することとする。<br>なお、やむをえず判断基準を満たさないものを使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。<br>また、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードし、Excelファイルで作成し、提出する。 |
| (4)                                     | 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき国立公園等施設の木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 1章 各章共通事項 | ○適用基準<br>1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。<br>建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部<br>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。<br>建築工事標準詳細図（平成28年版）<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課  |
| ○適用区分     | 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。<br>・風圧力<br>風速（V <sub>0</sub> = 34m/s） 地表面粗度区分（Ⅲ）<br>・積雪荷重<br>平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表（十八）   |
| ○環境への配慮   | (1.4.1) [1.4.1]<br>1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。<br>①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブステレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。<br>②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。<br>③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。<br>④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブステレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。   |
| ○材料の品質等   | 2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。<br>①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料<br>②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料<br>③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料<br>④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料<br>(1.4.2) [1.4.2]<br>1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。<br>2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。<br>3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。<br>4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。<br>①品質及び性能に関する試験データを整備していること<br>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。<br>③安定的な供給が可能であること。<br>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。<br>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること<br>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。<br>5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料<br>・床型枠用鋼製デッキプレート・鉄鋼柱下無収縮モルタル<br>・無収縮グラウト材（既製調合モルタル（タイル工専用）<br>・既製調合目地材・ルーフトレン・吸水調整材<br>・錠前類・クローザ類・自動扉機構<br>・閉鎖式吊り引戸機構（手動開き式）・重量シャッター<br>・軽量シャッター・オーバーヘッドドア・防水剤<br>・現場発泡断熱材（特定のフロンによるものを除く）<br>・フリーアクセスフロア・可動間仕切・移動間仕切<br>・トイレブース・煙突用成形ライニング材<br>・天井点検口・床点検口・グレーチング<br>・トップライト・ポリマーセメントモルタル<br>・鑄鉄製ふた |

|         |   |
|---------|---|
| 2章 仮設工事 | ・騒音・粉じん等の対策<br>・防音パネル<br>・防音シート<br>防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲<br>[2.1.3]<br>○足場等<br>[2.2.1][表2.2.1]<br>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。<br>外部足場 ・設置する（設置範囲 ・工事に必要な範囲）<br>・設置しない<br>防護シート・設置する（設置範囲 ・工事に必要な範囲）<br>・設置しない<br>内部足場 ○設置する（※脚立、足場板等 ・ ）<br>・設置しない<br>材料、撤去材等の運搬方法<br>種別（・A種・B種・C種・D種・E種）<br>C種：利用可能なエレベーター（ ）<br>D種：利用可能な階段（ ）<br>○既存部分の養生 [2.3.1]<br>1) 養生方法等<br>○既存部分（床） 養生方法（ ・ ※ビニルシート、合板）<br>・既存家具、既存設備等<br>養生方法（ ・ ※ビニルシート等）<br>・既存ブラインド、カーテン等<br>養生方法（ ・ ビニルシート等 ・ ）<br>保管場所（ ・ 図示 ・ ）<br>・固定された備品、机、ロッカー等の移動（ ・ 図示 ・ ）<br>2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。<br>[2.3.2][表2.3.1]<br>・仮設間仕切り<br>1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示<br>2) 仮設間仕切りの種別と材質等<br>種別 仕上げ(厚さmm) 塗装 充填<br>・A種 ・せっこうボード 種類(・ ) 片面 グラスウール厚さ (mm)<br>・B種 ・合板 種類(・ ) 片面 厚さ(・ mm ※9.5mm)<br>・C種 ・合板 種類(・ ) 片面 厚さ(・ mm ※9mm)<br>・D種 ・合板 種類(・ ) 片面 厚さ(・ mm ※9mm)<br>※C種 防災シート<br>3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等<br>材質 仕上げ 塗装 設置箇所<br>・ 片面 箇所<br>※木製 ※合板張り程度 片面 図示<br>[1.5.2, 3]<br>・施工数量調査<br>調査範囲 ・ 図示<br>調査方法 ・ 図示 ・ 目視及び打診によりひび割れ、浮き、欠損等を調査する。<br>既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示<br>調査報告書 提出部数： ・ 2部<br>[3.1.3]<br>※改修標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による。<br>[3.2.3, 4, 6]<br>・既存防水の処理<br>既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示 ・ ）<br>・行わない<br>既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示 ・ ）<br>・行わない<br>既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去<br>・ 行う（ ・ M4AS ・ M4AS1 ・ M4C ・ M4DI ・ L4X）<br>・行わない<br>[3.2.6]<br>・既存下地の処理<br>既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ・ 図示 ・<br>POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理<br>※改修標準仕様書3.2.6(4)(g)①～③による |
|---------|---|

|           |  |
|-----------|--|
| ・アスファルト防水 | 設備機器架台、配管受部、バラベットの貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理<br>・ 図示<br>※監督職員と協議する<br>屋根保護防水 [3.3.2～5]<br>防水層の種類<br>工法 種別 施工箇所 断熱材G 絶縁用シート<br>・P2A ・A-1 ・A-2 ・A-3 ・ ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上<br>・P1B ・B-1 ・B-2 ・B-3<br>・P2AI ・AI-1 ・AI-2 ・AI-3 (種類) JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A（スキ層付き） ・ ※フラットヤーンクロス70g/m <sup>2</sup> 程度<br>・P1BI ・BI-1 ・BI-2 ・ 厚さ） ・ 25mm<br>・T1BI ・BI-3 ・ 50mm  |
|           | 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ<br>用途による区分<br>材料構成による区分 ※R種<br>厚さ mm以上<br>※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による<br>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ<br>用途による区分<br>材料構成による区分 ※R種<br>厚さ mm以上<br>※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による<br>平場の保護コンクリートの厚さ<br>こて仕上げ ・ ※水下 80mm以上<br>床タイル張り ・ ※水下 60mm以上<br>屋根露出防水<br>防水層の種類<br>工法 種別 施工箇所 断熱材G 仕上塗料 備考<br>種類 使用量<br>・M4C ・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4 ・ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による ※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない<br>改修用<br>ドレン ・ 設ける ・ 設けない<br>屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量<br>種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定<br>脱気装置 ・ 個<br>屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置<br>※図示<br>公園名称 三陸復興国立公園<br>工事名称 令和4年度碓氷海岸インフォメーションセンター情報提供機能強化改修工事<br>図面名称 改修特記仕様書（その1） 総尺 1:1 (A1版) 1:2 (A3版)<br>年 月 令和4年3月 図面番号 A-02 / 14<br>会社名 株式会社小野建築研究所 照査 設計<br>事務所名 東北地方環境事務所 照査 設計 |

| 施工箇所 | 形状寸法(mm) | 再形成材の適用 |    |    |     |      |     |     |   |   |    | 吸水率による区分 | うわぐすり |   | 役物 |     | 色 |   | 耐凍害性 |   | 耐滑り性 |
|------|----------|---------|----|----|-----|------|-----|-----|---|---|----|----------|-------|---|----|-----|---|---|------|---|------|
|      |          | A種      | B種 | I種 | II種 | III種 | 施ゆう | 無ゆう | 有 | 無 | 標準 |          | 特性    | 有 | 無  |     |   |   |      |   |      |
|      |          |         |    |    |     |      |     |     |   |   |    |          |       |   |    | 適用G | 種 | 種 | 種    | 種 |      |
| ・    | ・        | ・       | ・  | ・  | ・   | ・    | ・   | ・   | ・ | ・ | ・  | ・        | ・     | ・ | ・  | ・   | ・ | ・ | ・    | ・ | ・    |
| ・    | ・        | ・       | ・  | ・  | ・   | ・    | ・   | ・   | ・ | ・ | ・  | ・        | ・     | ・ | ・  | ・   | ・ | ・ | ・    | ・ | ・    |

備考欄：参照タイルシリーズ

標準的な曲がりの役物は一体成形とする  
試験張り ・行う ・行わない  
見本焼き ・行う ・行わない

既調合モルタル  
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

| 項目     |         | 品質・性能       |
|--------|---------|-------------|
| 保水率    |         | 70.0%以上     |
| 単位容積質量 |         | 1.80kg/L以上  |
| 接着強さ   | 標準時     | 0.60N/mm2以上 |
|        | 温冷繰り返し後 | 0.40N/mm2以上 |
| 長さ変化率  |         | 0.20%以下     |
| 曲げ強さ   |         | 4.0N/mm2以上  |

(試験方法)  
(1) 試料の調製  
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。  
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

(2) 保水率の試験方法  
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（1）で調製した試料を金べらで平滑に詰込む。  
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がり最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。

保水率=50/平均値×100  
(注) 50：リング型わくの径 mm  
(3) 単位容積質量の試験方法  
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

(4) 接着強さ（標準時）の試験方法  
イ) 適用タイルが「モザイクタイル」の場合  
(試験体の作製)  
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿を行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。  
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。

(試験方法)  
JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm<sup>2</sup>以上を確保していること）  
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選

び明記する。  
T：タイルの母材破断  
TM：既調合モルタルとタイルの界面破断  
M：既調合モルタルの母材破断  
MG：既調合モルタルと下地板の界面破断  
G：下地板の母材破断

ロ) 適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合  
(試験体の作製)  
JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿を行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し出し又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。  
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。

(試験方法)  
「モザイクタイル」の場合と同様に行う。  
(5) 接着強さ（温冷繰り返し後）の試験方法  
(試験体の作製)  
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909に規定する「建築用仕上塗材」に7.11温冷繰り返し試験に準じて行う。

試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに-20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。  
(温冷繰り返し後の接着強さ試験方法)  
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰り返し試験完了後の試験状態を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0.4N/mm<sup>2</sup>以上を確保していること）

(6) 長さ変化率の試験方法  
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9長さ変化率に準ずる。  
(7) 曲げ強さの試験方法  
JIS A6916「建築用下地調整塗材」7.11の曲げ強さ試験に準ずる。  
試験室の状態：試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既調合目地材  
(品質・性能)

| 項目     | 品質・性能      |
|--------|------------|
| 保水率    | 30.0%以上    |
| 長さ変化率  | 0.2%以下(収縮) |
| 吸水率    | 50g以下      |
| 単位容積質量 | 1.80kg/L以上 |

(試験方法)  
(1) 試験の条件  
試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。

(2) 試料の調整  
正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2Lの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。  
練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。

(3) 保水性（ろ紙法）  
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径18.5cm）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（2）で練り混ぜた試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がり最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。  
試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水

率を求める。  
保水率(%)=50/平均値×100  
注) 50：リング型わくの径(mm)  
(4) 単位容積質量  
(2)で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。  
(5) 長さ変化率  
(2)で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。  
(6) 吸水量  
(3)で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り  
タイルの形状、寸法等

| 施工箇所 | 形状寸法(mm) | 再形成材の適用 |    |    |     |      |     |     |   |   |    | 吸水率による区分 | うわぐすり |   | 役物 |     | 色 |   | 耐凍害性 |   | 耐滑り性 |
|------|----------|---------|----|----|-----|------|-----|-----|---|---|----|----------|-------|---|----|-----|---|---|------|---|------|
|      |          | A種      | B種 | I種 | II種 | III種 | 施ゆう | 無ゆう | 有 | 無 | 標準 |          | 特性    | 有 | 無  |     |   |   |      |   |      |
|      |          |         |    |    |     |      |     |     |   |   |    |          |       |   |    | 適用G | 種 | 種 | 種    | 種 |      |
| ・    | ・        | ・       | ・  | ・  | ・   | ・    | ・   | ・   | ・ | ・ | ・  | ・        | ・     | ・ | ・  | ・   | ・ | ・ | ・    | ・ | ・    |
| ・    | ・        | ・       | ・  | ・  | ・   | ・    | ・   | ・   | ・ | ・ | ・  | ・        | ・     | ・ | ・  | ・   | ・ | ・ | ・    | ・ | ・    |

備考欄：参照タイルシリーズ

標準的な曲がりの役物は一体成形とする  
試験張り ・行う ・行わない  
見本焼き ・行う ・行わない

内装タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量  
※規制対象外  
[6.17.2、3]  
種類及び品質 ・せっこう系 ・セメント系  
標準塗厚(mm) ・

7章 塗装改修工事  
○材料  
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量  
※規制対象外 ○F☆☆☆☆

防火材料 ・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。  
・次の箇所を除き防火材料とする。  
(箇所： )

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1～7]  
※塗替え面積の30% ・図示  
既存錆止め塗料の鉛含有量調査  
・行う( 箇所) ・行わない

下地調整

| 下地面の種類                | 下地調整の種類別             |              | ひび割れ部の補修     |
|-----------------------|----------------------|--------------|--------------|
|                       | 塗替え                  | 新規           |              |
| 木部                    | ※RB種<br>・            | ・RA種<br>・RB種 | —            |
| 鉄鋼面                   | ※RB種<br>・            | ・RA種         | —            |
| 亜鉛めっき鋼面               | ※RB種<br>・            | ・RA種         | —            |
| 亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）        | ※RB種<br>・            | ・RC種         | —            |
| モルタル面、プラスタ一面          | ※RB種<br>・            | ・RA種<br>・RB種 | ・行う<br>・行わない |
| コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面 | ※RB種<br>・            | ・RA種         | ・行う<br>・行わない |
| 押し成形セメント板             | ・RA種<br>・RB種<br>・RC種 | ・RA種<br>・RB種 | ・行う<br>・行わない |
| コンクリート面(DP)           | ・RB種<br>・RC種         | ・RA種         | ・行う<br>・行わない |
| せっこうボード面及びその他ボード面     | ・※RB種<br>・           | ・RA種<br>・RB種 | —            |

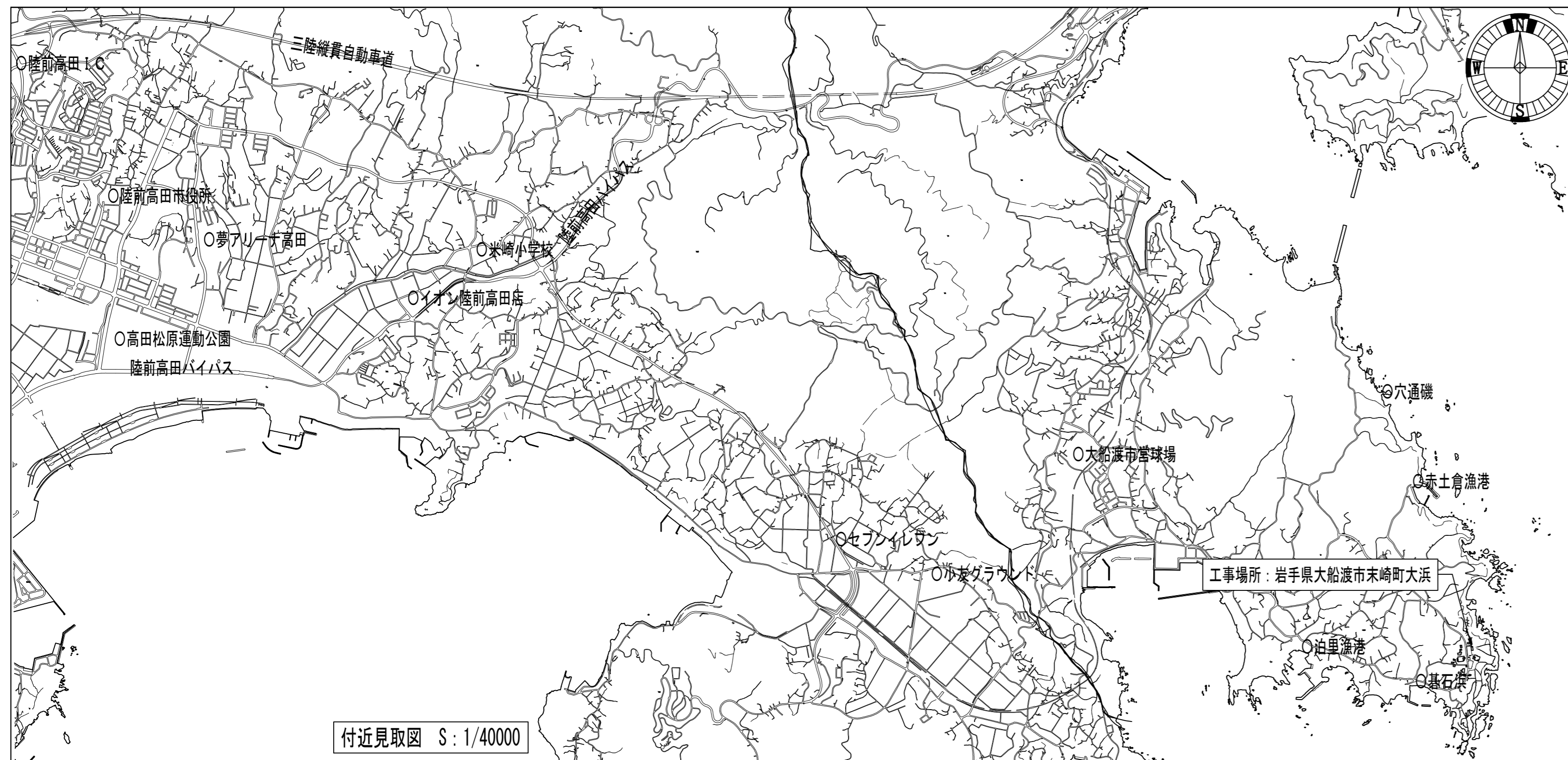
・錆止め塗料塗り [7.3.2、3]

| 錆止め塗料塗りの種別 |        |         |            |          |
|------------|--------|---------|------------|----------|
| 塗装面        |        | 塗料の種類別  |            | 工程の種類別   |
| 鉄鋼面        | EP-G以外 | 塗替え     | A種         | ※C種<br>・ |
|            |        | 新規見え掛り  | A種         | ※A種<br>・ |
|            |        | 新規見え隠れ  | A種         | ※B種<br>・ |
|            | EP-G   | 塗替え     | ※B種<br>・A種 | ※C種<br>・ |
|            |        | 新規見え掛り  | ※B種<br>・A種 | ※A種<br>・ |
|            |        | 新規見え隠れ  | ※B種<br>・A種 | ※B種<br>・ |
| 亜鉛めっき鋼面    | EP-G以外 | 塗替え     | ※A種<br>・B種 | ※C種<br>・ |
|            |        | 新規鋼製建具等 | C種         | ※A種<br>・ |
|            | EP-G   | 塗替え     | ※A種<br>・B種 | ※C種<br>・ |
|            |        | 新規鋼製建具等 | C種         | ※A種<br>・ |

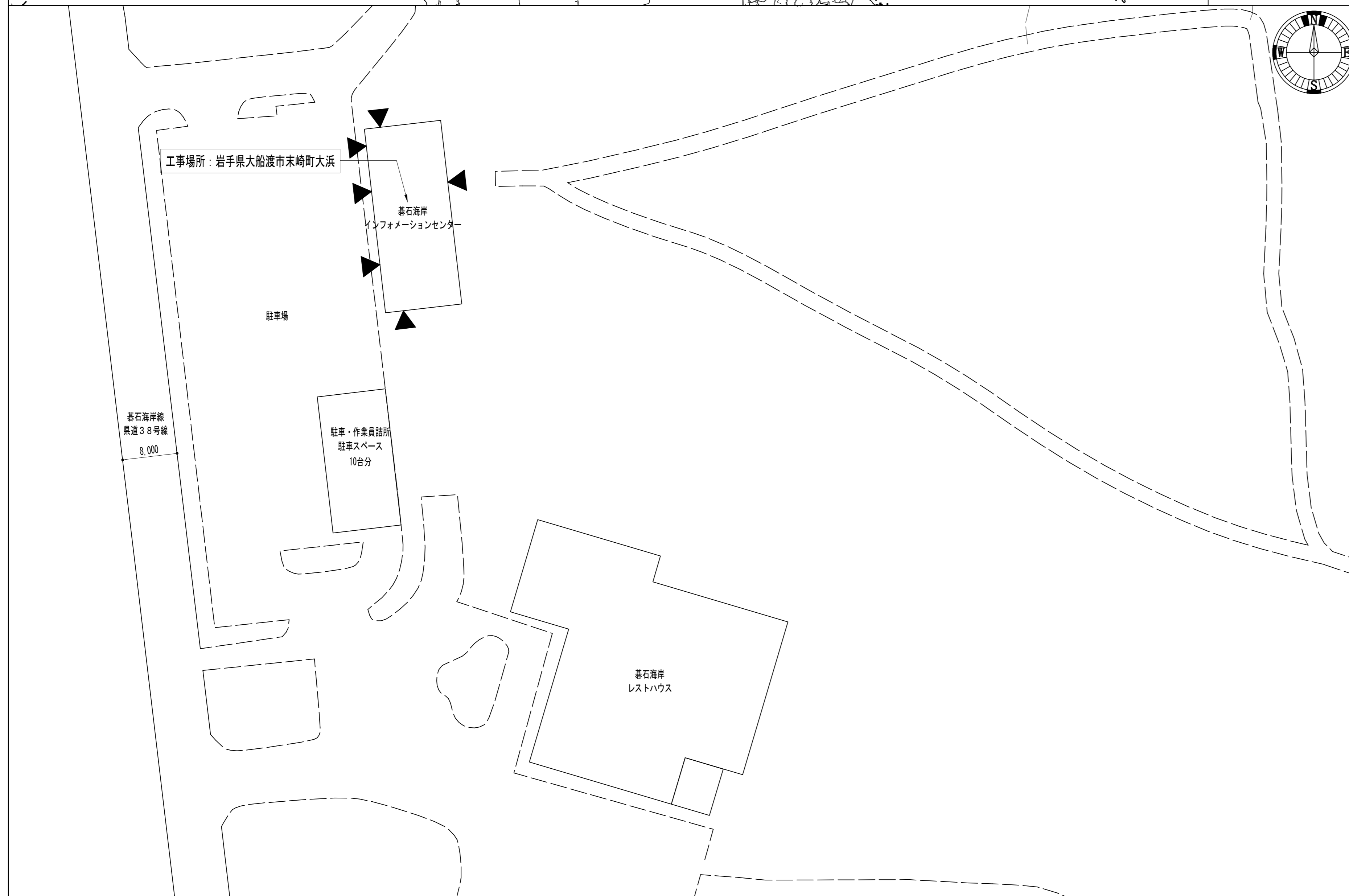
○塗装 [7.4.2～7.14.2]

| 塗装の種類                                 | 塗装面                 | 工程         |                         |
|---------------------------------------|---------------------|------------|-------------------------|
|                                       |                     | 塗替え        | 新規                      |
| ○合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)<br>塗料の種類<br>※1種・2種 | 木部屋外                | ※B種<br>・   | ※A種<br>・                |
|                                       | 木部屋内                | ※B種<br>・   | ※B種<br>・                |
|                                       | 鉄鋼面                 | ※B種<br>・   | ※B種<br>・A種              |
|                                       | 亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)       | ※A種<br>・   | ※B種<br>・                |
| ○クリヤラッカー塗り(OL)                        | 亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)     | ※B種<br>・   | ※B種<br>・                |
|                                       |                     | ※B種<br>・A種 | ※B種<br>・A種              |
| ・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)                     |                     | —          | —                       |
| ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)                |                     | ※B種<br>・A種 | ※B種<br>・A種              |
| ・耐候性塗料塗り(DP)                          | 鉄鋼面 上塗り等級( )級       | ・          | A種                      |
|                                       | 亜鉛めっき鋼面 上塗り等級( )級   | ・          | A種                      |
|                                       | コンクリート面及び押し成形セメント板面 | ・          | ・A-1種<br>・B-1種<br>・C-1種 |
| ・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)            | コンクリート面等            | ※B種<br>・   | ・A種<br>・B種              |
|                                       | 屋内の木部               | ※B種<br>・   | ※A種<br>・                |
|                                       | 屋内の鉄鋼面              | ※B種<br>・   | ・A種<br>・B種              |
| ○合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)                 | 屋内の亜鉛めっき鋼面          | ※B種<br>・   | ・A種<br>・B種              |
|                                       |                     | ※B種<br>・   | ・A種<br>・B種              |
| ・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)               |                     | ※B種<br>・   | ・A種<br>・B種              |
| ・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)                      |                     | ※B種<br>・A種 | ※B種<br>・A種              |
| ○オイルステイン塗り(OS)塗料(油性○水性)               |                     | —          | —                       |
| ○木材保護塗料塗り(WP)                         |                     | ※B種<br>・A種 | ※B種<br>・A種              |

|      |  |      |                      |
|------|--|------|----------------------|
| 公園名称 | 三陸復興公園                                 |      |                      |
| 工事名称 | 令和4年度磐石海岸インフォメーションセンター<br>情報提供機能強化改修工事 | 縮尺   | 1:1(A1版)<br>1:2(A3版) |
| 図面名称 | 改修特記仕様書(その2)                           | 図面番号 | A-03 / 14            |
| 年月   | 令和4年3月                                 |      |                      |
| 会社名  | 株式会社小野建築研究所                            | 照査   | 設計                   |
| 事務所名 | 東北地方環境事務所                              | 照査   | 設計                   |

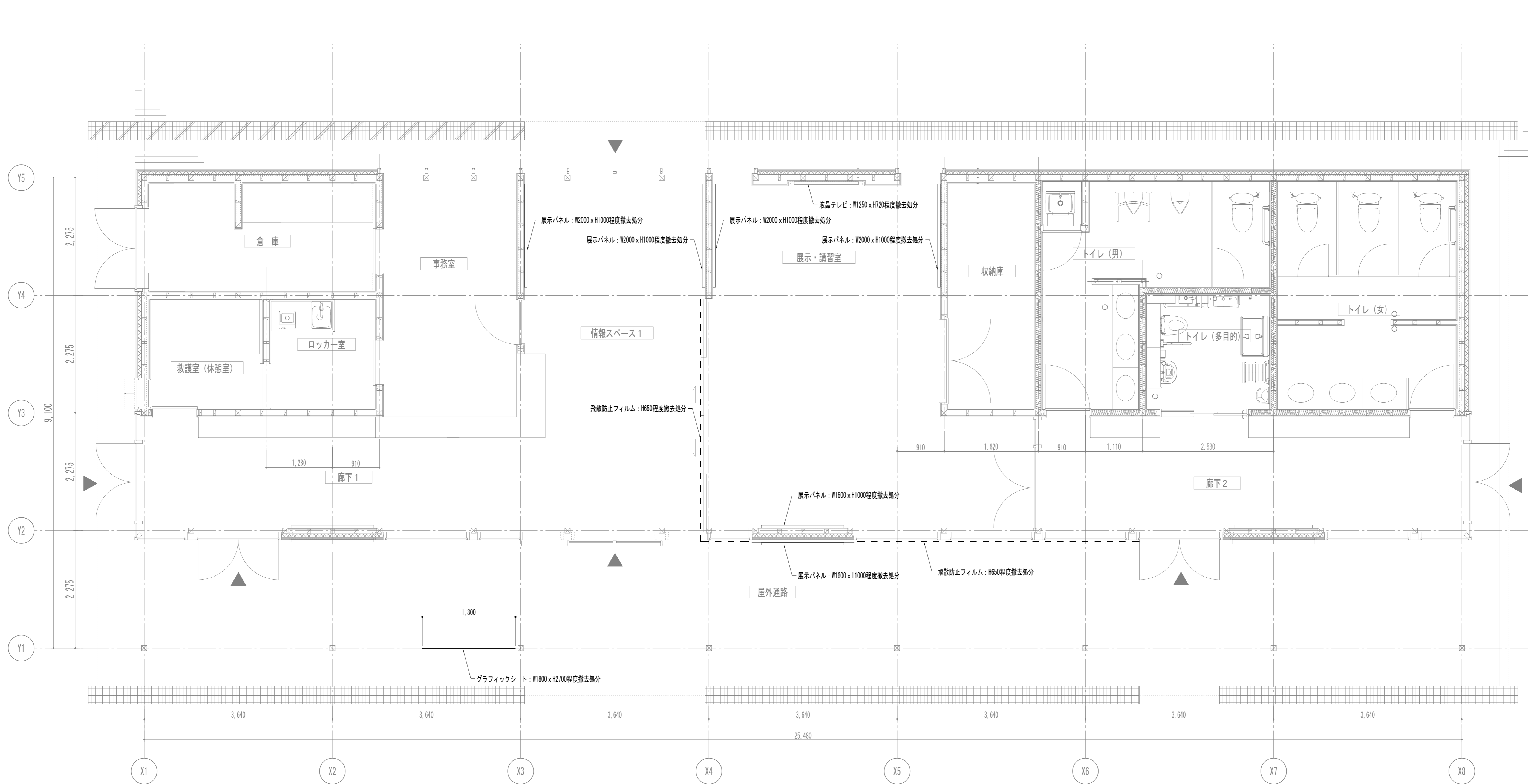


付近見取図 S:1/40000



配置図 S:1/400

|      |  |      |                            |
|------|--|------|----------------------------|
| 公園名称 | 三陸復興国立公園                               |      |                            |
| 工事名称 | 令和4年度磐石海岸インフォメーションセンター<br>情報提供機能強化改修工事 |      |                            |
| 図面名称 | 付近見取図、配置図                              | 縮尺   | 1:400 (A1版)<br>1:800 (A3版) |
| 年月   | 令和4年3月                                 | 図面番号 | A-04 / 14                  |
| 会社名  | 株式会社小野建築研究所                            | 照査   | 設計                         |
| 事務所名 | 東北地方環境事務所                              | 照査   | 設計                         |



|      |  |      |                          |
|------|--|------|--------------------------|
| 公園名称 | 三陸復興国立公園                               |      |                          |
| 工事名称 | 令和4年度基岩海岸インフォメーションセンター<br>情報提供機能強化改修工事 |      |                          |
| 図面名称 | 既存撤去1階平面図                              | 縮尺   | 1:40 (A1版)<br>1:80 (A3版) |
| 年月   | 令和4年3月                                 | 図面番号 | A-05 / 14                |
| 会社名  | 株式会社小野建築研究所                            | 照査   | 設計                       |
| 事務所名 | 東北地方環境事務所                              | 照査   | 設計                       |